



でん粉原料用かんしょ生産者の皆様へ

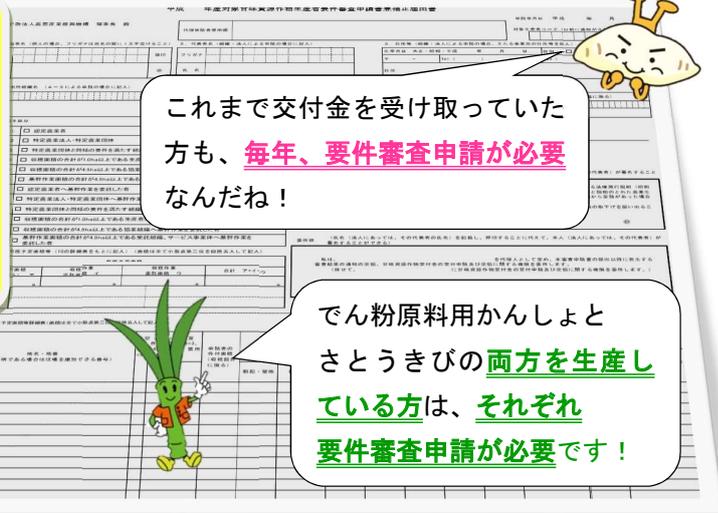
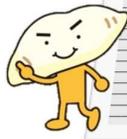


今年も要件審査申請期間が始まりました！

【ご注意ください】

故人名義での要件審査申請書の提出はできません！！また、申請後に申請内容を修正する場合は、手続きが必要です。

今年からでん粉原料用かんしょを新たに生産する方は、手続き方法などをJA種子屋久各支所営農販売課にお尋ねください！



これまで交付金を受け取っていた方も、毎年、要件審査申請が必要なんだね！

でん粉原料用かんしょとさとうきびの両方を生産している方は、それぞれ要件審査申請が必要です！

要件審査申請期間は、5/1～7/31です！申請はお忘れなく！！

日本のでん粉原料用いも（ばれいしょかんしょ）を支える仕組み

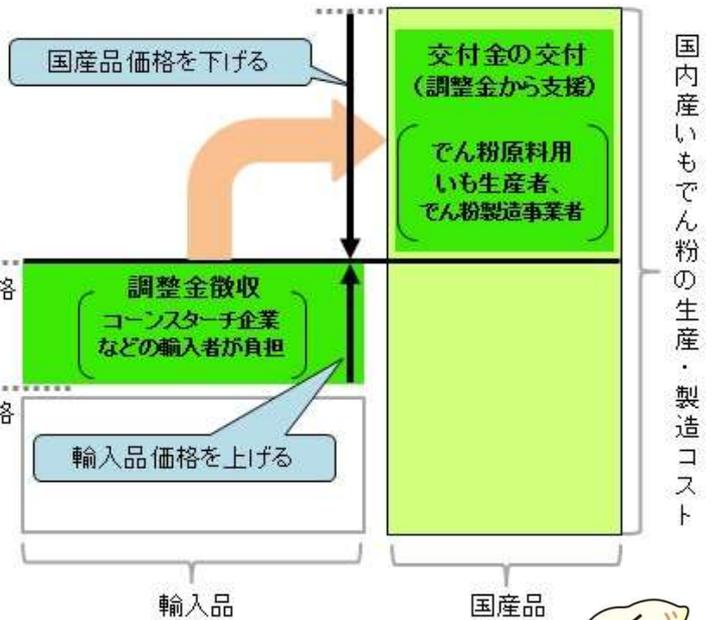
●でん粉の価格調整制度について

alicは、でん粉原料用いも生産者やでん粉製造事業者を支援するため「でん粉の価格調整制度」に基づいて交付金交付を実施しています。

でん粉は、内外価格差がある一方で、国内産品と輸入品との品質格差がありません。このため、alicが国の政策としてコーンスターチ用輸入とうもろこしと輸入でん粉から調整金を徴収し、これを財源として国内のでん粉原料用いも生産者とでん粉製造事業者に交付金の交付を行っています。



農協から支払われている代金には、alicからの交付金相当額（1トンあたり28,980円（令和4年産））も含まれているんだよ！



alicはでん粉原料用かんしょの生産振興・増産を応援しています！！

申請内容の変更手続き方法などは、[各支所営農販売課にお尋ねください！](#)

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211
alic 鹿児島事務所 099-226-4741